

労働者には最低賃金！ 家内労働者には最低工賃！！

守ろう家内労働法 確かめよう最低工賃

自宅などを作業場として、製造・加工業者や販売業者（問屋など）などから物品の提供を受けて、一人若しくは同居の親族とともに、その物品を部品又は原材料とする物品の製造や加工を行うことを「家内労働」、家内労働を行う者を「家内労働者」といいます。

東京都内の事業場と、その事業場で働く労働者には東京都最低賃金が適用されます。同様に、委託者と、その委託者から委託を受ける家内労働者には家内労働法に基づき最低工賃が適用されます。委託者は、東京都内で特定の業務に従事する家内労働者に対し、次ページ以降の最低工賃一覧表に記載された金額以上の工賃を支払わなければなりません。

現在、東京都において最低工賃が定められているのは次の3つです。

東京都革靴製造業最低工賃

東京都婦人既製洋服製造業最低工賃

東京都電気機械器具製造業最低工賃



詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課（03-3512-1614）又は東京都内の各労働基準監督署・支署にお問い合わせください。

東京労働局ホームページ <http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

最低工賃一覧表

1 東京都革靴製造業最低工賃

効力発生の日

平成29年4月26日

【適用対象者】

東京都内において、革靴製造業に係る業務に従事する家内労働者及びその委託者

靴1足につき下記金額

業務	品目		規格		工程 (下記の工程すべてを行う場合)	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製 甲	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	699円
	婦 人 靴	パンプス	同上	裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	617円
		ショートブーツ	同上	裏付き、ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	1,104円
	サンダル	牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美錠付け	531円	
底 付 け (<small>セメント方式によるものに限る。</small>)	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底張付け	594円
	婦 人 靴	パンプス	同上	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	659円
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	761円
	ショートブーツ	同上	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	954円	
	サンダル	牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け	531円	

2 東京都婦人既製洋服製造業最低工賃

効力発生の日
平成21年4月1日

【適用対象者】

東京都内において、婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス)のまとめの業務に従事する家内労働者及びその委託者

品目	ワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス)		
工程	規格		金額
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上		1か所につき 13円
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上		10センチメートルにつき 15円
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上		20センチメートルにつき 16円
スナップ付け	1センチメートル型		1組につき 17円
かぎホック付け	ウエスト用、前かん		1組につき 22円
	ウエスト用以外、小、2つ穴		1組につき 19円
ボタン付け	18ミリメートル以下、 2つ穴、糸足つき	根巻き2～3回	1個につき 8円
		根巻き4回以上	1個につき 10円
	20ミリメートル以上、 4つ穴、糸足つき	根巻き2～3回	1個につき 9円
		根巻き4回以上	1個につき 11円
2つ穴、カボタンつき		1個につき 14円	
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ3センチメートル		1か所につき 8円
	糸ループの長さ5センチメートル		1か所につき 12円
ベント止め又はプリーツしつけ	×印しつけ止め		1か所につき 9円
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき	16円
そで口裏まつり		10センチメートルにつき	15円
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき	15円
襟付けまつり		10センチメートルにつき	14円
ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき	18円
肩パット付け	内パット		1組(1着分)につき 42円
	外パット		1組(1着分)につき 40円
カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め		1着分につき 48円
襟付け	襟カバーまつり、かんぬき止め		1枚につき 24円
バックル付け	ベルトの幅が5センチメートルのもの		1個につき 12円

3 東京都電気機械器具製造業最低工賃

効力発生の日
平成19年2月10日

【適用対象者】

東京都内において、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者及びその委託者

品目	工程	規格	金額
電気部品(プリント基板に用いるものに限る。)	整形のうち、足の曲げ		1個につき 1円05銭
プリント基板	部品の差し	2本のリード線について行うもの	1個につき 1円25銭
	部品の差し、折り曲げ及び切り		1個につき 2円30銭
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		1個につき 5円95銭
	ICの差し		足の本数が28本以下のもの 1個につき 2円50銭
		足の本数が30本以上のもの 1個につき 3円20銭	
	マスキング(後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。)	テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの	1カ所につき 85銭
コネクター	差し(リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)		1端子につき 75銭
シールド線	端末加工(表面の絶縁被覆部分のはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の末端をはんだ付けすることをいう。)	1しんで、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1カ所につき 2円95銭
	チューブ挿入(端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 1円15銭
スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した端子	1差しにつき 1円00銭